

千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に
関する条例逐条解説

平成28年10月

目次

序 文	1
第一条 目的	2
第二条 定義	4
第三条 県の責務	5
第四条 市町村の役割	7
第五条 県民の役割	8
第六条 事業者の役割	9
第七条 基本計画	10
第八条 学校及び保育所等における取組の促進	11
第九条 広報活動及び普及啓発強化月間	14
第十条 県有施設におけるAEDの設置等	15
第十一条 事業所におけるAEDの設置等	16
第十二条 AEDに関する情報の提供及び公表	17
第十三条 援助	18
第十四条 貸付金の返還等	21
第十五条 財政上の措置	22
第十六条 見直し	23
附 則	24

序文

(施策の展開)

我が国の救急医療体制は、昭和38年の消防法一部改正により救急搬送が法制化され、また患者を受け入れる医療機関を確保するため昭和39年に救急告示病院を導入し、昭和52年には、救急医療体制を初期、二次、三次の各層に整備することとした。

本県では、昭和55年に千葉県救急医療センターを救命救急センターとして開設して以降、平成27年度末までに11箇所の救命救急センターを設置している。また、重篤患者の救命率向上と後遺症の軽減を図る上で、医師等による速やかな救命医療の開始と救命救急センター等への迅速な収容が重要であるため、平成13年に日本医科大学千葉北総病院にドクターヘリを設置し、平成20年度には君津中央病院に2機目のドクターヘリを配備した。

一方で、平成3年度に救急救命士制度が導入されるなど、近年は、病院前救護の重要性も認識されている。病院前救護の更なる推進のためには、一般市民を含めた幅広い非医療従事者の参加が必要との認識の下、平成16年に非医療従事者による自動体外除細動器(AED)の使用が認められた。

(現状と課題)

我が国では、心肺機能停止により救急搬送された傷病者数は、平成26年で12万5951人であり、このうち7万6141人が心原性心肺機能停止によるものである。¹

心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民が心肺蘇生及びAEDを使用した場合、いずれも実施しなかった場合と比較して、1か月後の生存率は、約6倍の差がある。このため、要救助者を目撃した一般市民による要救助者への適切な救命措置の実施が、要救助者の救命に大きく寄与することは明らかである。

しかし、本県における一般県民による心肺蘇生法の実施は49.5%、そのうちAED実施率は4.0%(いずれも平成26年)であり、一般県民による心肺蘇生法の実施率及びAEDの使用率の向上が大きな課題となっている。

正しい知識と理解を持ち、少しでも訓練で慣れれば、要救助者に遭遇した場面で多くの一般市民が大切な命を救うために実践できると期待できるものである。

(条例の制定)

そこで本県では、心肺蘇生法及びAEDの使用に関する知識・技能を取得した県民を増やし、また本県で誰もが躊躇う(ためらう)ことなく心肺蘇生法の実施及びAEDの使用ができる環境を構築することが多くの人々の救命につながるとの認識の下「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」を制定した。

¹ 平成27年「救急・救助の現況」総務省消防庁

(目的)

第一条 この条例は、緊急時における適切かつ迅速なAEDの使用及び心肺蘇生法の実施が、要救助者の救命率の向上及び後遺症の軽減に果たす役割の重要性に鑑み、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進について、県の責務等を明らかにし、県その他の者が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るとともに、誰もが要救助者に対して自発的かつ積極的にAEDを使用し、及び心肺蘇生法を実施することができる環境をつくり、もって一人でも多くの要救助者の救命及び後遺症の軽減を実現することを目的とする。

[趣 旨]

本条例の目的を明らかにする規定であり、条例の目的を「一人でも多くの要救助者の救命及び後遺症の軽減を実現すること」とした。

[解 説]

本条例は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施（以下「AEDの使用等」という）が要救助者の救命率の向上と後遺症の軽減に果たす役割が極めて大きいとの認識の下、AEDの使用等の促進についての県の責務等を明らかにし、また県、市町村、事業者そして県民がそれぞれの役割を果たすことで、一人でも多くの要救助者の命を救うことを定めた条例である。

本条例では、「県の責務」「市町村の役割」など、責務と役割を使い分けている。これは、条例の制定主体である県については、他の主体の規範となるよう「責務」とし、県と連携してAEDの使用等を促進する市町村、事業者、県民は「役割」を努力目標として定めた。

本条では、条例の目的達成のための手段を大きく二つの柱で捉えることとし、それを後半部分に記した。

何よりもまず、一人でも多くの県民がAEDの使用等ができるようになる必要があることから、①「AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の普及促進を図る」こととしている。また、要救助者に遭遇した場合、一秒でも早いAEDの使用等が救命率の向上及び後遺症の軽減につながることから、②「誰もが要救助者に対する自発的かつ積極的にAEDを使用し、及び心肺蘇生法を実施することができる環境」をつくることとした。

【参 考】

○「電氣的除細動」について

「(心臓突然死とは) 医学的には「症状が出現してから24時間以内の予期しない内因死」と定義され、我が国では年間約10万人の突然死があり、このうち約6万人が心臓の異常が原因となる心臓突然死です。実に1日約160人もの人が心臓突然死している計算になります。

心臓突然死の大半は心室細動という不整脈によって起こります。(中略) 脳への血流がとたえると数秒で意識を失い、適切な治療を受けることなくその状態が続けば数分で死に至ります。多くの心室細動がおきた方は病院に到着する前に亡くなってしまいます。(中略) 心室細動を正常な脈に戻すには心臓に電気ショックを通電して強制的に心臓の異常なリズムをリセ

ットする「電氣的除細動」をできるだけ早く行う以外にありません。除細動が1分遅れるごとに7～10%ずつ生存率が低下していきます。」(日本不整脈学会HP)

○「心室細動」とは？

「人が倒れて意識を失った場合、心臓が心室細動という不整脈を起こしている可能性があります。心臓を動かしている電気系統(心臓の筋肉の一部から発信された微量の電気が伝わるしくみ)が何らかの原因で混乱すると、リズムカルな収縮が行えなくなります(不整脈)。その不整脈の中でも、とくに心臓の血液を全身に送り出す場所(心室)がブルブル震えて(細動)、血液を送り出せなくなった状態(心停止状態)を心室細動とよびます。この心室細動が起こると、脳や腎臓、肝臓など重要な臓器にも血液が行かなくなり、やがて心臓が完全に停止して死亡してしまう、とても危険な状態です。心臓が原因の突然死の多くは、この心室細動を起こしています。」(公益財団法人 日本心臓財団HP)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 AED 自動体外式除細動器をいう。
- 二 心肺蘇生法 胸骨圧迫又は人工呼吸により血液の循環又は呼吸を補助する処置をいう。
- 三 要救助者 本県の区域内において心肺の機能が停止した状態にある者又はそのおそれがあると認められる者をいう。
- 四 県民 本県の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

[趣 旨]

本条では、本条例において使用される用語の定義を定めた規定である。

[解 説]

- 1 AED (Automated External Defibrillator) は、心室細動になった心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器である (第一号)。
- 2 心肺蘇生法は、胸骨圧迫及び人工呼吸から構成され、心室細動になった心臓の代わりに補助的に脳や心臓に血液を送り続ける行為である (第二号)。
- 3 要救助者を、次号の県民に限定せず、本県の区域内で心肺機能が停止した者等であれば、旅行者・外国人など誰もが要救助者となり得ることを明らかにした (第三号)。
- 4 県民の範囲を本県内に居住する者に限らず、通勤通学で本県に日常的に訪れる者も県民とし、より広くAEDや心肺蘇生法に関する知識の普及や実践を促すこととした (第四号)。

[用 語]

「AED」

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器 (平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)」別表第1に定める全自動除細動器、半自動除細動器又は非医療従事者向け自動除細動器」を指す。

【参考】心肺蘇生法について

JRC G2015では心肺蘇生を行う人の立場や熟練度に応じて、もっとも適した手順をすすめています。市民はそれぞれに心停止に遭遇する確率が異なり、医学的な知識や実施できる手技も大きく異なります。しかし、これまで講習を受ける機会がなかったり、人工呼吸を行う自信がない市民であっても胸骨圧迫だけは必ず行うこととしています。²

² 「改訂5版 救急蘇生法の指針2015」へるす出版

(県の責務)

第三条 県は、国、市町村（市町村の消防事務を共同処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）、事業者その他の関係者と連携し、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村と連携し、県内におけるAEDの効果的かつ効率的な設置を計画的に推進するものとする。

[趣 旨]

本条は、本条例における県の責務を規定した。

[解 説]

1 本条では、県の責務を宣言し県の役割を明確にした。

役割を具現化する事項は次のとおり定めている。特に第七条において、基本的な計画を策定し、「総合的かつ計画的」に施策を推進することとする。なお、ここでいう施策としては、例えば、消防及び医療機関に協力を求めてAED及び心肺蘇生法に関する知識と技能の普及を行うことや、県民が躊躇う（ためらう）ことなく要救助者に心肺蘇生法等の実施ができるような施策を講ずることなどがある。

第三条 県の責務

第七条 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な計画の策定

第八条第一項 学校教職員等へのAEDの使用等の知識及び技能の習得

第八条第二項 学校の児童又は生徒へのAEDの使用等に関する知識及び技能習得の機会確保

第八条第三項 県立中学校及び県立高等学校の生徒に対するAEDの使用等の実習の実施

第八条第五項 実習実施のための機材の貸出し及び人材の派遣

第九条 広報活動及び普及啓発強化月間の設置

第十条 県有施設におけるAEDの設置等

第十一条 AEDに関する情報の提供及び公表

第十三条 救助実施者への訴訟費用の貸付け

第十四条第一項 貸付金の返還の猶予

第十四条第二項 貸付金の返還の免除

第十五条 AEDの使用等を促進する財政上の措置

2 「一人でも多くの要救助者の救命及び後遺症の軽減」を実現するためには、AEDが効果的かつ効果的に配置される必要がある。しかし、県内の全ての建物にAEDが設置されていることが理想ではあるが、効果的ではない。

そもそも、AEDの設置主体に関する明確な法律の定めはなく、各施設管理者が適宜行っていることから、設置数や設置間隔などで地域間の取り組みに差が出ているような状況にあると考えられる。

そこで、県が市町村と連携しつつ、一定規模の施設、傷病者が集まる施設、スポーツ施設、駅舎、地域の拠点となり得る公共施設などの事情を勘案しながら、AEDの効率的かつ効果的な設置を推進することとし、要救助者が発生した場合は、AEDの使用が可能な体制を整備する。

また、AEDの社会的価値を考慮し、事業者に対し、可能な範囲で政策的配慮を行うなど、本条例の実行性を高めていく。

[用 語]

「市町村」

県民がAEDの使用法や心肺蘇生法を取得する機会は、主に消防機関が実施している応急手当講習により提供されており、その意味で消防機関が本条例において果たす役割が大きいため、市町村には消防機関も含む。なお、地方自治法第二百八十四条に定める一部事務組合として消防事務を広域的に行っている市町村があることから、市町村に「市町村の消防事務を共同処理する一部事務組合」も含むものとした（第一項）。

「事業者」

本条例では、事業者を「個人事業者及び法人」とする。個人事業者は事業を営む人とし、また法人は、株式会社等の会社、医療法人、社会福祉法人等の公益法人など全ての法人を含む。ただし、本条例で特に例示されている国、県、市町村は含まない。

「その他の関係者」

「国、県、市町村、事業者」以外の心肺蘇生法及びAEDに関する団体及び個人を指す。

「AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定」

第七条に定める基本計画に基づき施策を実施することをいう。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、国、県、事業者その他の関係者と連携し、それぞれの地域の実情に応じて、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に努めるものとする。

2 市町村は、県と連携し、県内におけるAEDの効果的かつ効率的な設置を計画的に推進するよう努めるものとする。

3 市町村は、県に対し、第十二条第一項に規定するAED情報の提供に努めるものとする。

[趣 旨]

本条は、AEDの使用等の普及促進等において、市町村に期待される役割を規定したものである。

[解 説]

1 適切かつ迅速なAEDの使用等は、住民の生命に直結する。消防機関における応急手当講習が県民のAEDの使用等に係る知識・技能習得の根幹をなすことから、市町村の果たす役割は大きい。市町村の役割の大きさに鑑み、市町村が「AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進」する役割を果たすことを本条例は求めている（第一項）。

2 市町村は、「AEDの効果的かつ効率的な設置を計画的に推進」に努めるものとした。この規定により市町村がAEDの設置について直ちに計画を策定する義務を負うものではない。しかし、県の計画や当該市町村内のAEDの配置状況を参考としながら、市町村の実情に応じた効率的かつ効果的なAEDの設置の推進を要請している（第二項）。

3 県が第十二条のAEDの設置情報を県民にきめ細かく提供するためには、事業者からの情報を補完する市町村からの情報は不可欠であり、市町村が県に対し「AED情報の提供」に努めるものとした。また、市町村の側においては、自身の市町村内のAED情報を地図レベルで整理できるとともに、隣接市町村のAED情報も参考とすることができる。これにより、例えば市町村境界近辺でのAED設置の連携・協力など、市町村における効率的かつ効果的なAEDの配置を期待するものである（第三項）。

[用 語]

「AED情報の提供」

AEDの種類、設置場所、第三者利用の可否、利用可能な時間その他の県民が当該AEDを利用するために有益な情報

(県民の役割)

第五条 県民は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能の習得及び維持に努めるものとする。

2 県民は、要救助者を発見した場合は、相互扶助の精神にのっとり、自ら率先してAEDの使用及び心肺蘇生法の実施に努めるものとする。

3 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得した県民は、その習得した知識及び技能の内容及び程度に応じて、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能の普及に努めるものとする。

[趣 旨]

AEDの使用等の実施及び普及促進する上での県民の役割を規定した。

[解 説]

1 AEDの使用等を促進する施策は、行政はもとより、県民がAEDの使用等に関する知識・技能を習得するなど県民の自主的かつ積極的な行動により推進される。そして、その行動が多くの要救助者の生命を救うことにつながることから、県民が主体的にその役割を担うことを要請している（第一項）。

2 誰もが要救助者となり得るし、また救助実施者にもなり得る。本条例の背景にある「相互扶助」の理念の下、県民がAEDの使用や心肺蘇生法を積極的に実施することを求めている（第二項）。

3 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能の程度は人によって様々であることから、各自その程度に応じた知識及び技能の普及を求めるものである。

例えば、応急手当普及員講習を受講した者は、応急手当講習の講師となることができるため、この講習を受講した県民には、職場や家庭等においてAEDの使用等の知識及び技能の普及に努めることを期待している。

なお、熟練度の高い人には、ここでいう知識として、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施が法的にどのような意味を持つのかといった点などを含むことを期待している（第三項）。

[用 語]

「相互扶助」

地域社会の構成員である県民同士が互いに助け合うこと。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、従業員に対し、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得させ、及び維持させるよう努めるものとする。

[趣 旨]

本条例における事業者の役割を規定した。

[解 説]

要救助者はいつどこで発生するか分からず、要救助者の救命率等を向上させるためには、一人でも多くの人がAEDの使用等に精通することが必要である。このため、事業者の役割として、第十一条に定めた事業所におけるAED設置と相まって、従業員に対するAEDの使用等に関する知識・技能を習得させることで、条例の目的を達成しようとするものである。

本条は、事業者の努力義務を訓示的に規定するものであり、本条に規定する行為等を行わなかったことによる罰則の規定はない。しかし、事業者は、本条例を遵守することはもとより、従業員に対する教育などを積極的かつ自主的に実施することが期待される。

[用 語]

「事業者」

本条例では、事業者を「個人事業者及び法人」とする。個人事業者は事業を営む人とし、また法人は、株式会社等の会社、医療法人、社会福祉法人等の公益法人など全ての法人を含む。ただし、本条例で特に示されている国、県、市町村は含まない。

(基本計画)

第七条 知事は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るため、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な方針

二 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する目標

三 AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に掲げるもののほか、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

[趣 旨]

第三条第一項に定められた「施策を総合的かつ計画的」に推進するための基本計画に関する規定である。

[解 説]

1 本条例の目的を計画的に実施するため、知事は、「AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な計画」を策定することとした（第一項）。

2 基本計画では、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るための基本的な施策を示していくこととし、基本的な方針、目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策について、定めることとした。

「県が総合的かつ計画的に講ずべき施策」には、例えば、県有施設のAEDの設置に関するもの、AED情報に関するもの、学校におけるAEDの使用及び心肺蘇生法の実施の実習に当たっての訓練用器材や消防職員などの講師要員の派遣調整に関するものなどが挙げられ、これらの施策についての「目標」が数字等により具体的に設定された上で、PDCAサイクルにより実行性の担保が図られることを想定している（第二項）。

3 基本計画を策定したときは、これをホームページなどで公表するとともに、市町村など関係団体に配布して周知する（第三項）。

4 基本計画を変更した場合も第三項の適用があることを明らかにした（第四項）。

(学校及び保育所等における取組の促進)

第八条 県は、市町村、事業者その他の関係者と連携し、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の教職員及び保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。）の教職員に対し、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識、技能、及び指導方法を習得させ、及び維持向上させるよう努めるものとする。

2 学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）は、授業その他の教育活動において、児童又は生徒の発達段階に応じ、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得するための機会を確保するよう努めるものとする。

3 県立中学校及び県立高等学校は、生徒に対し、心肺蘇生法の実施又はAEDの使用に関する実習を行うものとする。

4 学校（前項に規定するもの並びに幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）は、児童又は生徒に対し、心肺蘇生法の実施及びAEDの使用に関する実習を行うよう努めるものとする。

5 県は、市町村、事業者その他の関係者と連携し、第二項に規定する機会の確保又は第三項若しくは前項に規定する実習の実施のために必要な機材の貸出し、人材の派遣その他の支援を行うよう努めるものとする。

[趣 旨]

県民が救急の現場に遭遇したとき、躊躇わず（ためらわず）AEDが使用できるようにするためには、子供の頃からの教育が非常に大切である。また、学校内へのAED設置が進展し、救命される事例が増えつつある一方で、AEDが適切に使われずに失われた命も少なくなく、学校内の救命体制の確立が求められている。このため、本条例では、学校でのAEDの使用等に関する規定を設け、学校現場におけるAED使用等の知識及び技能等の習得を促進する。特にAEDの使用等の知識と技能は訓練を重ねることにより、いざという場面で生きるものである。そこで、第三項と第四項では、実習に関する規定を設けた。

[解 説]

学校は、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な環境が確保されている必要がある。学校保健安全法では、「学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」（学校保健安全法第二十六条）とし、子供達が安心して学習できる環境づくりが求められている。

本条例では、教育現場でのAEDの使用等の知識及び技能等の習得を重視し、県がその実施を

支援することとしている。

- 1 県は、学校や保育所、認定こども園が教職員に対しAED使用等の知識、技能及び指導方法の習得を行うよう働きかけることとしている。国においても教職員が普通救命講習の指導を行うことができる応急手当普及員の資格取得促進等³を行っており、学校における応急手当の普及啓発を図っている（第一項）。
- 2 アメリカ合衆国のシアトルは、年間の救命率が30%から40%に及ぶとされ、その背景には1978年から開始された全公立学校（ミドルスクール）における全生徒を対象とした心肺蘇生法教育の実施があるとされる。本条例では、学校は、児童及び生徒の発達段階に応じてAED使用等の知識及び技能の習得を行う機会を設けることで躊躇（ちゅうちょ）なく行動できることを目指すこととした（第二項）。
- 3 県立中学校及び県立高等学校については、県の責務の大きさ鑑み、県立中学校及び県立高等学校以外の学校の規範となるよう、生徒に対し可能な限りAEDの使用及び心肺蘇生法の実習を行うこととした（第三項）。
- 4 また、県立中学校及び県立高等学校以外の学校については、県立中学校及び県立高等学校における実習への取組に倣って実習を行うことが期待されることから、児童・生徒に対するAEDの使用及び心肺蘇生法の実習を努力義務とした（第四項）。
- 5 AEDの実習は、専門的な知見・技能や機材が必要であることから、県は、市町村や事業者などの多様な主体との連携の下、学校での実習等の機会の確保に努めることとした（第五項）。

【参 考】

高等学校学習指導要領

第2章 各学科に共通する各教科 第6節保健体育 第2款各科目 第2保健 2内容

(1) 現代社会と健康

オ 応急手当

適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。

高等学校学習指導要領解説

保健体育編・体育編 第1部保健体育 第2章各科目 第2節保健 3内容

(1) 現代社会と健康

オ 応急手当

(ア) 応急手当の意義

適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を防いだり、傷病者の苦痛を緩和したりすることを理解できるようにする。また、自他の生命や身体を守り、不慮の事故災害に対応できる社会をつくるには、一人一人が適切な連絡・通報や運搬も含む応急手当の手順や方法を身に付けるとともに、自ら進んで行う態度を養うことが必要であることを理解できるようにする。

³ 「心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について」26ス学健第22号 平成26年8月13日

(イ) 日常的な応急手当

日常生活で起こる傷害や、熱中症などの疾病の際には、それに応じた体位の確保・止血・固定などの基本的な応急手当の手順や方法があることを実習を通して理解できるようにする。

(ウ) 心肺蘇生法

心肺停止状態においては、急速に回復の可能性が失われつつあり、速やかな気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED（自動体外式除細動器）の使用などが必要であることを理解できるようにする。その際、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの原理や方法については、実習を通して理解できるように配慮するものとする。なお、指導に当たっては、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、「体育」における水泳などとの関連を図り、指導の効果を高めるよう配慮するものとする。

(広報活動及び普及啓発強化月間)

第九条 県は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施についての県民の関心及び理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県民の間に、広くAEDの使用及び心肺蘇生法の実施についての関心及び理解を深めるため、AEDで命を救う勇気を持とう月間を設ける。

3 AEDで命を救う勇気を持とう月間は、九月とする。

4 県は、市町村その他の関係者と連携し、AEDで命を救う勇気を持とう月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

[趣 旨]

県がAEDの使用等について、広報活動等の措置を講じるとともに、県民の関心を特に喚起する目的で普及啓発強化月間を設けることとした。

[解 説]

1 本条は、AEDの使用等を促進していくためには県民の関心を喚起することが重要であることに鑑み、広報活動を行っていくこととした。

2 「広報活動」の内容としては、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能の紹介、一般市民による自発的かつ積極的な心肺蘇生法等の実施促進の呼びかけ、県内におけるAEDの設置促進、並びに県へのAED情報の提供の働きかけなどが挙げられる。

また、「その他必要な措置」としては、例えば、救助実施者やAEDを第三者利用のために提供した事業者等への表彰なども考えられる。

3 いつどこで発生するか分からない要救助者の救命等のためには、県民が果たすべき役割は大きい。一人でも多くの県民のAEDの使用等への関心を高めることが本条例の目的を達成するために重要になる。このため、救急業務及び救急医療に対する理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的として国が9月9日を「救急の日」としていることから、9月を「AEDで命を救う勇気を持とう月間」とし、市町村等の関係団体と連携の下、県がAEDの普及に資する事業を実施する。

【参考】第十三条の援助規定に関する広報・啓発上の留意点について

第十三条の制度に関しての広報や普及啓発に際しては、いたずらに「訴訟」という言葉が先行して一般県民の誤解と不安感を煽る（あおる）ことがないように、特に丁寧な説明を行うよう留意する必要がある。例えば、救命講習会で説明する場合、「救助行為で要救助者に何らかの損害が発生した場合においても、救助実施者には悪意重過失のない限り法的責任を問われず、また、責任が認められた裁判例も確認できないので、安心して実施していただきたい。

その上で、「それでも万が一に訴えられた場合には援助の規定がある」あるいは、「県で支援する制度もある」といった丁寧な説明が重要である。また、対象の年齢等に応じた柔軟な対応も必要であり、県民が正しい認識と理解を持つように注意しなければならない。

(県有施設におけるAEDの設置等)

第十条 県は、別に定める県有施設にAEDを設置するものとする。

- 2 県は、前項に規定する県有施設において、別に定める基準に従って、AEDを設置した場所を適切に表示するものとする。
- 3 県は、別に定める基準に従って、その所有するAEDを適切に維持管理するものとする。
- 4 県は、行事を主催するときは、当該行事の開催場所にAEDの確保を図るものとする。

[趣 旨]

県有施設へのAEDを設置等について定めた規定である。

[解 説]

- 1 AEDの「設置」とは、施設内の特定の場所に固定的に備え付けることだけではなく、移動可能な状態での備え置き（貸出用など）も意味する。
- 2 県有施設には、庁舎等の専ら公用に供する施設から、図書館・博物館・体育施設などのように広く県民が利用する施設まで多様である。AED設置の効果を発揮するため、県有施設のうちAEDを設置すべき個別具体的な施設は、別に定め、必要に応じ計画的に設置することとした（第一項）。
なお、県の計画において、民間施設であっても効率的かつ効果的な配置の観点から、公共性の高いと認められるような施設への設置の促進を妨げるものではない。そして、将来的には、県有施設への設置を優先的に行う必要があることを踏まえながらも、これらの施設を含めたAEDの計画的な設置の促進も考えられる。
- 3 人命救助には、一刻も早い救命処置が効果的であり、救助実施者がAEDの設置されている施設及びその設置場所をいち早く知ることが、AEDのより早い使用につながり、AED使用率や救命率等の向上に貢献する。このため、AEDを設置した県有施設については、AEDを設置している施設であること及び設置場所を表示する（第二項）。
- 4 AEDは、高度管理医療機器であり設置者による日常点検が重要である。このため、県は、自らが所有するAEDの維持管理を適切に行うものとする（第三項）。
- 5 県が主催する行事には、1万人規模のスポーツイベントから数十人程度の小規模なイベントなど多種多様な行事が開催されている。各行事において必要なAEDの数量を客観的に導き出せる基準はなく、スポーツイベントか否かなどの行事の性質、参加人数、会場でのAEDの設置台数・場所等により必要とするAEDの台数も変化することが考えられることから、主催する部局において必要に応じて消防・医療関係者などと相談等を行い、必要なAEDを確保するものとする（第四項）。

(事業所におけるAEDの設置等)

第十一条 事業者は、事業所にAEDを設置するよう努めるものとする。

2 AEDを設置している事業者（以下「AED設置事業者」という。）は、前条第二項に規定する基準その他のAEDを設置する場所の表示に関し必要な事項についての定めに従って、事業所においてAEDを設置した場所を適切に表示するよう努めるものとする。

3 AED設置事業者は、前条第三項に規定する基準その他のAEDの維持管理に関し必要な事項についての定めに従って、その所有するAEDを適切に維持管理するよう努めるものとする。

[趣 旨]

事業者に事業所へのAED設置を求める規定である。

[解 説]

- 1 県内の事業所数は、190,239箇所である（平成26年度千葉県統計年鑑）。従業員の生命を守ることはもとより事業所付近において要救助者が発生した場合においても、迅速に救命活動が実施できるよう、事業者へ事業所へのAED設置を求めるものである。特に駅舎等の不特定多数の者が出入りする大規模な施設については積極的な設置が期待されている（第一項）。
- 2 事業所においても県と同様にAEDの適切な管理を求めている。県制定の基準やメーカー推奨の基準等によりAEDを維持管理することを要請している（県基準の遵守を求めるものではない）（第二項、第三項）。
- 3 一定規模の事業者へのAED設置等の義務付けについては、現状で基準の線引きが技術的に困難であることを考慮し、今後の法律による規律がなされれば、それに対応していくものである。

[用 語]

「事業所」

第三条の[用語]のとおり、事業者の範囲は、法人のみならず事業を営む個人も含まれることから、法人の事業所及び個人経営の事業所が対象となる。

(AEDに関する情報の提供及び公表)

第十二条 県内にAEDを設置している者は、知事が別に定めるところにより、県に対し、当該AEDの種類、設置場所、第三者利用の可否、利用可能な時間その他の県民が当該AEDを利用するために有益な情報（以下「AED情報」という。）を提供するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、AED情報の変更及びAEDの設置の廃止について準用する。

3 県は、前各項の規定によりAED情報の提供があった場合は、速やかに、県民に対し、インターネットその他の方法により当該AED情報を公表するものとする。

4 AEDを販売し、授与し、又は貸与しようとする者は、その相手方に対し、AED情報を県に提供するよう促すものとする。

[趣 旨]

AEDを設置した者に対して、県への情報提供を求めて集約一元化を図るとともに、県によるAED情報の速やかな公表を求める規定である。

[解 説]

1 AEDの設置情報は、適切に県民に提供されなければならない。このため、AEDを設置する者は、県に対してAEDの設置場所等の情報を提供するとともに、設置が廃止されたAEDに関しても適切な情報を提供するよう求めている（第一項、第二項）。

特に、第三者利用の可否及び利用可能時間に関する情報をあらかじめ整理することにより、民間設置AEDの協力の度合いなどを踏まえた上で、各自治体がAEDの効率的・効果的配置を行っていくことを期待している。

2 県民への情報発信ツールとしてのインターネットは、スマートフォン等により手軽に閲覧できる利点がある。県では、AED情報をホームページに掲載し、誰もがいつでもどこでもAED情報にアクセスできる環境を整えており、提供のあったAED情報については当該ホームページに公表する。なお、当然、市町村においてもAED情報を活用できる（第三項）。

3 本条例の実効性を高めるため、「AEDを販売し、授与し、又は貸与しようとする者」は、相手方に対してAEDの情報を県に提供するよう促すこととした（第四項）。

[用 語]

「AEDを販売し、授与し、又は貸与しようとする者」

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により、高度管理医療機器販売業又は貸与業の許可を得ていない者は、業としての販売、授与又は貸与を行うことはできない。

(援助)

第十三条 知事は、要救助者に対しAEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施した者（以下「救助実施者」という。）に対して提起された訴訟が、AEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施した事案に係るものである場合であって、千葉県救急・災害医療審議会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起された救助実施者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

2 県は、救助実施者が要救助者に対しAEDを使用し、又は心肺蘇生法を実施したことにより、当該救助実施者に健康被害等が生じた場合において、必要な情報の提供その他の適切な援助を行うものとする

[趣 旨]

県民のAEDの使用等については、民事・刑事の両面から重過失がない限りは、その責任が問われることはないが、本条例は、万が一AEDの使用等により、何らかの費用が生じた場合や損害を被った場合に、その補てんを行うことにより、AEDの使用等を促進しようとするものであり、救助実施者への訴訟費用の貸付等を援助することを定めている。なお、本条文の趣旨がAEDの使用等が直ちに訴訟に繋がるものではないことを正しく伝えていく必要がある。

[解 説]

AEDの使用等は、善意として行われるべき行為であり、善意で行われた行為により救助実施者が被った経済的・身体的・精神的損害は、社会的な支援の下、回復されなければならない。

AEDの使用等は、「緊急事務管理」（民法第698条）等が適用され違法性が阻却されるとの解釈がされている。⁴すなわち、救助行為で要救助者に何らかの損害が発生した場合においても、救助実施者には緊急事務管理の適用により悪意重過失のない限り法的責任を問われず、また、責任が認められた裁判例も確認できない。ただし、救助実施者に対する一定の訴訟リスクを完全に排除することまでは現行法の下ではできない。そこで、このことがAED使用等を躊躇（ちゅうちょ）する原因とならないように、万が一の救助実施者に対する訴訟提起の事態における支援のための条項を定めたものである。

本制度の広報や普及啓発に当たっては、AEDの使用等が直ちに訴訟に繋がるものではなく、いたずらに「訴訟」という言葉が先行して一般県民の誤解と不安感を煽る（あおる）ことがないように、特に丁寧な説明を行うよう留意する必要がある。※第九条【参考】を参照。

1 県は、救助実施者が適切にAEDの使用等を実施したにも関わらず訴訟を提起された場合に、県は救助実施者を援助するため、訴訟に要する費用を貸し付けることができる。そして、県が援助することについて客観的に社会的妥当性を判断するために、千葉県救急・災害医療審議会に諮問することとし、別に定める規則によって貸付け等を実施することができる。

なお、この貸付は、次条の規定により、返還の免除等の対象となる。特に、次条第二項のうち「救助実施者が違法な行為をしたと認められない場合」における返還義務の免除は、救助実施者の経済的負担を支援するものである（第一項）。

⁴ 「交通事故現場における市民による応急手当促進方策委員会報告書」消防庁 平成6年

2 救助実施者が救助を行う過程及びその事後において、身体的及び精神的な健康被害等を受けた場合、県は、救助実施者に援助することができる。例えば、要救助者が感染症に罹患している場合、救助実施者が救助活動において要救助者に接触することで感染症に罹患するリスクがある。また、救助実施者が救助活動後に精神的負担を負うケースが報告⁵されており、心身共に救助実施者をケアする体制を整える必要がある。このため、救助実施者を援助するための条項を設けた（第二項）。

[用 語]

「当該訴訟を提起された救助実施者」

善意かつ重過失がないと千葉県救急・災害医療審議会で認定された救助実施者をいう。「救助実施者」には、職務時間外などの私的な立場で救助活動を実施した医療関係者も含まれる。こういった心肺蘇生法やAEDに関する知識・技能を有し、潜在的な訴訟リスクを想定していると考えられる者に対しては、事前に援助の制度を正確に伝えておくことが重要であり、これにより、私的な立場での実施を促進する。

また、訴訟の提起は、要救助者によるものだけでなく、その包括承継人（相続人）によるものなども含まれる。

「千葉県救急・災害医療審議会が適当と認めるとき」

救助活動が適切に実施されたか、などを総合的に検討し、県が援助することについて社会的妥当性を検討する。

「規則で定めるところ」

「(仮称)千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例施行規則」(以下「規則」という。)で、具体的な手続き等を定めている。

「その他の援助」

訴訟を維持するため必要な資料や訴訟に対する助言や情報提供

「健康被害」

救助活動が原因となって生じた身体及び精神的被害

「必要な情報の提供その他の適切な援助」

医療機関の紹介、治療費等

【参 考】

民法第698条（緊急事務管理）

⁵ 「バイスタンダーが一次救命処置を実施した際のストレスに関する検討」 田島典夫他日臨救医誌 平成25年

管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

刑法第37条（緊急避難）

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

重過失の意義（最高裁判例 昭和32年7月9日）

通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解すべきである。

東京都バイスタンダー保険

バイスタンダーが応急手当を実施したことにより感染症等に罹患した場合や、バイスタンダーが実施したAEDの使用等に対し、損害賠償請求を提訴された場合、都が認める場合に、見舞金を支給する。

○見舞金の種類

(1) 健康被害に対する見舞金

死亡見舞金、後遺障害見舞金、入院見舞金、通院見舞金、感染検査見舞金、
感染予防薬投与見舞金

(2) 提訴された場合の見舞金

法律相談見舞金

(貸付金の返還等)

第十四条 前条第一項の規定により貸付けを受けた救助実施者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

2 知事は、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が棄却その他の理由により終了し、貸付けを受けた救助実施者が違法な行為をしたと認められないとき又はやむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

[趣 旨]

第十三条で救助実施者に県が貸し付けた訴訟資金の返還について、その返還の期日を規則で定めること、及び訴訟の棄却等の特別の理由があると認めるときは返還を猶予又は免除することができる旨を定めたものである。

特に、第二項の「救助実施者が違法な行為をしたと認められないとき」の貸付金の返済免除は、救助実施者の実質的な経済的負担までも支援するものであり、AEDの使用等の促進を目的とする本条例の根幹となるものである。

[解 説]

- 1 第十三条で救助実施者に貸し付けた訴訟資金の返還手続については、規則で定めることとし、やむを得ない事情により返還の猶予ができることとした（第一項）。
- 2 AEDの使用等により救助を実施し、そのことで訴えられたものが違法な行為を行っていないか、つまり、救助に当たって応召義務がなく、かつ悪意又は重大な過失がないため、損害賠償責任を負う必要がない判決があった場合は、貸付金の全部又は一部の返還を免除できることとした。返還債務の免除は、議会の議決が必要である（地方自治法第九十六条）。しかし、「条例に特別の定め」がある場合は、議会の議決を要しないため、本項を設けた（第二項）。

【参 考】

地方自治法第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(財政上の措置)

第十五条 県は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施を促進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。

[趣 旨]

本条は、AEDの使用等の促進に関する施策に要する費用を確保する必要があることから、県において必要な財政上の措置を講ずることを規定したものである。

[解 説]

本条例には、県による各種支援措置が規定されているが、その他のAED使用等の促進のために必要な取組についても、必要性・妥当性・効率性などを検討した上で、財政状況を踏まえて個別に判断するものである。

[用 語]

「必要な財政上の措置」

AEDの使用等の促進に関する取組に関する施策を実施するための財政的な支援

(見直し)

第十六条 知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

[趣 旨]

条例を3年ごとに見直す、見直し規定である。

[解 説]

AEDの急速な普及など一般県民に係わる救命救急の環境変化は急速である。このため、第七条に規定した基本計画の進捗状況や専門家の意見等を踏まえ、必要な場合には条例等を3年ごとに見直し、環境の変化に対応することとした。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。